

(目的)

第1条 この協定は、福井県下の市町村および消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、福井県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「発災市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、福井県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によつては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、福井県市町村消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 応援のために生ずる隊員の手当、燃料費等の運航経費および事故により生じた経費は、福井県の負担とする。火災防御活動に使用した消火薬剤については、発災市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の経費については福井県と関係市町村等が、その都度協議のうえ決定する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、福井県および市町村等が協議して定めるものとする。

(協定の成立)

第11条 本協定を成立させるため、知事および市町村等の長はそれぞれ別記様式による同意書を作成し、知事が保管するものとする。

2 前項の同意書のすべてを知事が確認したときをもつて協定成立の日とし、知事は市町村等の長に対し、本協定の成立を通知するものとする。

協定成立の日 平成9年4月1日

福井県知事 栗田幸雄 [印]

別記様式 略